

令和 7 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：畜産局牛乳乳製品課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> 指定乳製品等（国家貿易品目）								
改正要望の内容		☐ 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第 2 条第 1 項 ☐ 具体的な内容 「令和 7 年 3 月 31 日まで」とされているものを 1 年延長する。								
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			W T O 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
0402. 10	110	農畜産業振興機構	35%+466 円/kg	35%		35%+466 円/kg	35%		35%	
0402. 10	221	が畜産経営の安定	25%+466 円/kg	25%		25%+466 円/kg	25%		25%	
0402. 21	111	に関する法律第 18	30%+720 円/kg	30%		30%+720 円/kg	30%		30%	
0402. 21	121	条第 1 項に規定す	30%+1, 204 円/kg	30%		30%+1, 204 円/kg	30%		30%	
0402. 21	221	る数量の範囲内で	25%+500 円/kg	25%		25%+500 円/kg	25%		25%	
0402. 29	111	輸入するもの及び	30%+720 円/kg	30%		30%+720 円/kg	30%		30%	
0402. 29	121	同条第 2 項に規定	30%+1, 204 円/kg	30%		30%+1, 204 円/kg	30%		30%	
0402. 29	211	する農林水産大臣	35%+500 円/kg	35%		35%+500 円/kg	35%		35%	
0402. 99	121	の承認を受けて輸	30%+599 円/kg	30%		30%+599 円/kg	30%		30%	
0402. 99	210	入するもの	30%+299 円/kg	30%		30%+299 円/kg	30%		30%	
0403. 90	111		35%+466 円/kg	35%		35%+466 円/kg	35%		35%	
0403. 90	112		35%+466 円/kg	25%		35%+466 円/kg	25%		25%	
0403. 90	121		35%+685 円/kg	35%		35%+685 円/kg	35%		35%	
0403. 90	122		35%+685 円/kg	25%		35%+685 円/kg	25%		25%	
0403. 90	131		35%+1, 204 円/kg	35%		35%+1, 204 円/kg	35%		35%	
0403. 90	132		35%+1, 204 円/kg	25%		35%+1, 204 円/kg	25%		25%	
0404. 10	111		35%+500 円/kg	35%		35%+500 円/kg	35%		35%	
0404. 10	119		35%+500 円/kg	25%		35%+500 円/kg	25%		25%	
0404. 10	151		35%+808 円/kg	35%		35%+808 円/kg	35%		35%	
0404. 10	159		35%+808 円/kg	25%		35%+808 円/kg	25%		25%	
0405. 10	110		35%+1, 159 円/kg	35%		35%+1, 159 円/kg	35%		35%	
0405. 10	210		35%+1, 363 円/kg	35%		35%+1, 363 円/kg	35%		35%	
0405. 20	010		35%+1, 159 円/kg	35%		35%+1, 159 円/kg	35%		35%	
0405. 90	110		35%+1, 159 円/kg	35%		35%+1, 159 円/kg	35%		35%	
0405. 90	210		35%+1, 363 円/kg	35%		35%+1, 363 円/kg	35%		35%	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 適用期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日								
改正を要望する品目又		① 現状								

は制度をめぐる状況	国産品が安価な輸入品と対抗しうる十分な国際競争力を確保することが望まれ、生産性向上のための様々な取組が行われてきたが、依然として大きな内外価格差が存在している。また、バター・脱脂粉乳等の乳製品は、汎用性が高く、バターと脱脂粉乳から生乳と同様なものができることから、国産品のみでなく、その原料である生乳とも競合する。 このため、国家貿易により、国内需給への影響が最小限となるよう、輸入・売渡しの量、時期を選択・調整することにより、無秩序な輸入を防ぎ、国内需給の安定を図っている。 また、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく関税化は、平成7年度から6年間実施され、それ以後は、現在行われているWTOドーハ・ラウンド交渉が終結し、その決定事項が施行されるまでの間、ウルグアイ・ラウンド合意の実施期間の最終年における措置が維持されることとなっている。 ② 問題点 我が国には国土条件等の制約があるため、現時点では十分な国際競争力を確保するには至っていない。												
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の方向性 国産品が十分な国際競争力を確保していない現状では、高率の枠外税率により無秩序な輸入を防ぐ一方、国家貿易の適時適切な輸入により、国内需給の安定を図る必要がある。 なお、暫定税率の延長適用以外に、乳製品の国内需給の安定を図る手段として、補助金等による国内酪農家への補助等が考えられるが、新たな財政負担が必要となることから、本暫定税率の延長適用が効率的である。 令和7年3月31日で関税暫定措置法の期限が終了するが、引き続き、乳製品の国内需給の安定を図りつつ、ウルグアイ・ラウンド合意を履行する必要があるため、改正を要望するものである。 ② 改正目的達成予定時期 国産品が十分な国際競争力を確保した時点。												
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 国家貿易により、国内需給への影響が最小限となるよう、輸入・売渡しの量、時期を選択・調整することで、無秩序な輸入を防ぎ、乳製品全体の国内需給の安定を図ることができる。また、本関税率・制度の適用により、新たな財政措置が不要である。 (参考) 効果を判断するための定量的指標： 国家貿易及び枠外税率による輸入量（製品ベース） 単位：トン <table><tr><td>輸入区分</td><td>2021（R3）年度</td><td>2022（R4）年度</td><td>2023（R5）年度</td></tr><tr><td>国家貿易</td><td>11,404</td><td>10,924</td><td>13,341</td></tr><tr><td>枠外</td><td>680</td><td>737</td><td>699</td></tr></table>	輸入区分	2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度	国家貿易	11,404	10,924	13,341	枠外	680	737	699
輸入区分	2021（R3）年度	2022（R4）年度	2023（R5）年度										
国家貿易	11,404	10,924	13,341										
枠外	680	737	699										

	資料：貿易統計（国家貿易）、ALIC（枠外） 国家貿易を行っている者：ALIC ② 改正によって生じうる影響 — ③ 改正の妥当性 高水準の枠外関税の設定と国家貿易による適時適切な輸入により、ウルグアイ・ラウンド合意を履行しつつ、輸入品による国内需給への影響を抑え、乳製品全体の需給の安定が図られていることから、引き続き本措置が必要である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 — ② 当該政策評価の結果と改正の関係 — ③ 政府方針と改正の関係 以下の政府方針の達成のためには、本措置の延長により国内生産者を保護し、国内需給の安定を図ることが不可欠である。 【農業競争力強化プログラム】 ・ 11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 ・ 13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革 ④ 関連措置 【畜産経営の安定に関する法律】 ・ 国際約束に従って農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等の輸入 ・ 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、または騰貴するおそれがあると認められる場合に農畜産業振興機構が農林水産大臣の承認を受けて行う指定乳製品等の輸入

○ 改正経緯

これまでの改正状況	本暫定税率は、平成7年度に設定されて以降、現在まで延長されている。
措置による効果	上記の「改正によって期待される効果」のとおり新たな財政負担なく、ウルグアイ・ラウンド合意を履行しつつ、乳製品の国内需給の安定に寄与することができた。